

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号に規定する知事が別に定めるもの(政策的事項)に係る熊本県行政文書等管理委員会委員及び各所属の意見並びに事務局としての整理

前回の行政文書等管理委員会において、知事が指定する政策的事項の案について説明。その後、行政文書等管理委員会委員及び全ての所属に意見照会し、いただいた意見を踏まえ、修正案を策定。

1 知事が指定する政策的事項(案)の「修正」に関する意見

※ □ 内は、性質区分の番号

項目案	委員又は所属からの意見	事務局の意見
① 川辺川ダム問題に関する事項		
② 水俣病問題に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会計に関する文書については、歴史的に重要な文書となるとは考えにくいことから、対象から除外していいのではないか。 ・「県の委託する審査機関による審査に関する事項」に分類される診療報酬明細等については、個人の診療記録として審査機関から提出されるものであり、記録されている情報を将来にわたって保存する必要性は認められないのではないか。 ・政策にかかわらない事務分掌や人事の記録といった文書の場合、水俣病保健課等の課名により、政策的事項として取り扱う必要はなく、それぞれの性質区分により処理すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務、服務、経理その他の定型的業務を遂行していく過程で作成又は取得される文書については、政策的事項の対象外とする予定。したがって、会計に関する文書のうち、庶務担当が管理する消耗品等の支出負担行為、支出証拠書類等は対象外にしたいと考えている。 ・診療報酬明細等の個々人に対する給付の詳細が記録されている文書については、その全てが歴史的に重要な文書となる可能性は低いいため、そのとりまとめの結果が別の文書として保存され、それにより給付の全体像が跡付け、検証できる場合は、政策的事項に関する文書の範囲から除外したいと考えている。 ・項目案を「水俣病の発生、確認及び問題解決に関する事項」に変更して、事務分掌や人事の記録がこの政策的事項に該当しないことを明確にする。なお、基準表において、「組織又は定員に関する事項(人事主管課に限る。)[92]」及び「人事評価及び人事異動に関する事項(人事主管課に限る。)[101]」並びに「事務引継ぎに関する文書[124]」のうち部長以上のものについては、「保存期間満了時の措置」を「移管」としているため、そうした文書については移管されることになる。
③ ハンセン病施策に関する事項		

<p>④ 荒瀬ダムの撤去対策に関する事項</p>	<p>荒瀬ダムの撤去対策に関する事項として、庶務に関する文書や旅行命令等政策的判断を要さない文書も含まれれば、移管する文書の量が膨大となることが予想される。また、庶務関係の書類については、歴史公文書の選別基準である「その教訓が将来に生かされる」とは考えにくいのではないかと。</p>	<p>庶務、服務、経理その他の定型的業務を遂行していく過程で作成又は取得される文書については、政策的事項の対象外とする予定。ただし、外部委員等への旅行依頼の文書や復命書は、定型的業務とは言い難いので、政策的事項の対象となると考えている。</p>
<p>⑤ 平成11年不知火海高潮災害、平成15年県南集中豪雨災害、平成24年熊本広域大水害に関する事項</p>	<p>具体的な災害の事例を設定してあるが、「災害救助法の適用を受けた災害全て」とした方が良いのではないかと。 (管理委員会委員)</p>	<p>災害等については、過去に発生した事案について、その状況や行政の対応等が、「社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされる」か否かを判断して、政策的事項として指定したいと考えている。今後発生する事案についても、発生の次年度以降のできる限り早い時期に指定する予定。なお、災害救助法の適用は、政策的事項として指定する際に、「社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされるか」否かを判断するうえでの一つの判断基準になるものとする。</p>
<p>⑥ レジオネラ菌感染問題対策、新型インフルエンザ対策に関する事項</p>	<p>平常時に振興局等が通常業務として行っている定期的な立入調査等に係る文書については、歴史公文書として永久に保存する必要性が低いと考える。「熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例」制定の契機となった宮崎県での大規模なレジオネラ症集団発生事例を受けての県内施設一斉調査等に係る文書については、歴史公文書としての移管が適当と考えられる。</p> <p>政策的事項の趣旨から判断すれば、「平成11年不知火高潮災害」のように、「新型インフルエンザ(A/H1N1)の対策に関する事項」と限定すべきである。</p>	<p>⑤の過去の災害と同様に、過去に発生した事案を個別に指定したいと考えている。そのため、振興局等が通常業務として行っている立入調査等で指定事案に関わりがない文書は政策的事項の対象外となる。なお、県民生活への影響が大きい健康被害が生じた場合は、その後の政策的事項の指定に伴い、その被害発見のきっかけとなった調査に関する文書の保存期間満了時の措置を「廃棄」から「移管」に変更することとなる。</p> <p>御意見を踏まえ修正を行う。</p>
<p>⑦ BSE(牛海綿状脳症)対策、口蹄疫対策に関する事項</p>	<p>関係文書が膨大であるため、該当する文書のうち、県内又は九州内で発生した際に、本県が実施した対策に係る文書に限定すべきと考える。</p>	<p>⑤と同様に考える。県内又は九州内での発生か否かは、政策的事項として指定する際に、「社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされるか」否かを判断するうえでの一つの判断基準になるものとする。</p>
<p>⑧ 市町村合併に関する事項</p>		

2 案に「追加」すべきと考える政策的事項

追加項目案	委員又は所属からの意見 (追加すべき理由)	当課の意見
<p>① 天草空港設置に関する事項</p>	<p>天草空港は、県及び地元自治体が出資する第三セクターによる運航会社（天草エアライン）の機種に特化した空港として全国的に珍しい形態で設置された空港であり、構想、建設から開港に至るまでの経緯に関しては残すべきではないか。</p>	<p>「天草空港の構想、建設及び開港に関する事項」として政策的事項に追加する。</p>
<p>② 次のいずれかに該当する（土砂）災害に係る被害状況、災害原因及び再発防止策等の調査に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者又は行方不明者が発生した災害 ・ 激甚災害に指定された災害 	<p>大規模な（土砂）災害についての情報は、残していくべきである。</p>	<p>1の⑤と同様に考える。 なお、死者又は行方不明者が発生した災害か否か、激甚災害に指定されたか否かは、政策的事項として指定する際に「社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされるか」否かを判断するうえでの一つの判断基準になるものと考えている。</p>
<p>③ 熊本市の政令指定都市移行に関する事項</p>	<p>本県としては唯一、全国でも20事例しかなく、今後、政令指定都市は誕生しないとも言われている。また、政令市誕生は、新幹線開業とともに、熊本に100年に一度のビッグチャンスをもたらすことが期待されている出来事であり、関連する文書は歴史的価値が高いと考えられる。</p>	<p>「熊本市の政令指定都市移行に関する事項」を追加する。</p>
<p>④ 世界文化遺産への提案</p>	<p>登録のために収集、整理、精査された登録資料は、歴史的価値があるため。 (管理委員会委員)</p>	<p>世界文化遺産への登録申請に向けた取組は、指定申請の結果が示された段階で「県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項であって、社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされる」か否かを判断できるのではないかと考える。したがって、現時点では指定せずに、その動きを見守って判断したい。</p>

<p>⑤ 有明海、不知火海など海に関する事項</p>	<p>有明海、不知火海ともに県民との関係が深く、また天草一帯の海域も県民との関係が深いため (管理委員会委員)</p>	<p>有明海、不知火海（八代海）に関する県の取組みとしては、度々発生した魚類養殖及び養殖ノリの被害の発生を受け、「有明海、八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)」等に基づき、「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を定め、有明海、八代海の再生に向け取り組んでいる。このことは、県と県民が記録を共有すべき歴史的に重要な政策に関する事項で社会的に影響が大きく、その教訓が将来に生かされると考えられるため、「有明海及び八代海における水産物被害の発生並びに有明海・八代海再生に向けた熊本県計画の策定及び変更並びにその進捗管理に関連する事項」を政策的事項として指定する。</p> <p>ただし、この計画に掲げられた個々の事務又は事業は膨大な量となり、また、そうした個々の事務又は事業に関する文書が全て歴史的に重要な文書とは言えず、進捗管理がとりまとめられていれば事業の全体像を跡付け、検証できると考えられるため、「個々の事務又は事業の実施に関する文書」を除くこととする。</p>
----------------------------	---	---

整理の内容(まとめ)

- 1 政策的事項の指定に当たっては、県民及び職員に指定の範囲が明確に分かるように、具体的に規定する。
- 2 政策的事項であっても、給与の支払い、時間外勤務命令、旅行命令、事務分掌、支出証拠書等、庶務、服務、経理等の定型的業務を遂行していく過程で作成又は取得する行政文書は、移管の対象から除くこととする。
- 3 既に発生した事案を特定して政策的事項として指定することとし、今後新たな事案が発生したときは、発生後の状況を見て政策的事項に該当するか否かを判断して指定する。